

雇用調整助成金の5月・6月の特例措置

厚生労働省は、4月30日までの「緊急対応期間」が経過した雇用調整助成金について、6月までの特例措置を設けました。原則的な措置は一部縮減され、1日あたり上限が13,500円に変更されます。

しかし、「業況特例」や「地域に係る特例」の対象となる場合は、従前と同様の助成が受けられます（厚生労働省令の改正の予定）。

特例措置の内容

制度上、大企業も対象となりますが、対象の多い中小企業への特例措置をご紹介します。

休業期間の初日が含まれる期間 支援措置の区分			～R3.4.30	R3.5.1～6.30
中小企業	原則的な措置【全国が対象】		上限 100% 1.5万円/人日	上限 90% 1.35万円/人日
	業況特例【全国が対象】※1		—	上限 100% 1.5万円/人日
	地域に係る特例※2	緊急事態宣言	—	上限 100% 1.5万円/人日
		蔓延防止等重点措置		上限 100% 1.5万円/人日

・上記の(%)は、解雇を行わない場合の助成率であり、金額は1人1日当たりの助成金額の上限です。

・従業員の解雇がある場合は、すべての措置区分において助成率が80%となります。

・解雇の有無の判定期間

原則的な措置：R2.1.24から判定基礎期間の末日まで

その他の措置：R3.1.8から判定基礎期間の末日まで



※1 業況特例 対象となるのは、「特に業況が厳しい事業主」で下記に該当する事業主です。

売上高等の生産指標が、休業を開始した月を含む最近3か月平均について、前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している全国の事業主が該当します。

※2 地域に係る特例 対象となるのは、「営業時間の短縮等に協力する事業主」で下記の場合です。

緊急事態宣言対象地域 または まん延防止等重点措置を実施すべき地域 において都道府県知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数の制限等に協力する事業主が対象となります。

最新の情報、詳細については 厚生労働省のHP をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07

留意事項

持続化給付金でも大きく報道されましたが、虚偽の申請等の不正行為により、本来対象とならない助成金を申請し、受給を受けた事例が多発しました。不正受給であることが判明した場合、①不正受給の対象となった期間以降の助成金の返還、②特に重大・悪質な場合はホームページ上で事業主名等の内容の公表、③場合によっては刑事告訴等、④不正受給の日以降3年間は雇用保険料を財源とした助成が受けられなくなる等の罰則があります。条件を確認し上手に活用しましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000061308.pdf>

@5月の予定

- 5/10 ・4月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 5/31 ・3月決算法人の確定申告
- ・6,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <http://kuronuma-ac.jp>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp